局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官七人及び首席入国警備官五人を、広島出入国在留管理局に監理官一人、首席審査官三人及び首席入国警備官一人を、福岡出入国在留管理局に監理官一人、首席審査官三人及び首席入国警備官一人を、その他の地方出入国在留管理局に監理官、首席審査官及び首席入国警備官それぞれ一人を置く。

（首席審査官の職務）

第七条　［略］

2　東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局、広島出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（難民調査担当及び難民審判担当の分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（在留管理情報担当及び就労審査第三担当が分担する事務を除く。）及び第三十二号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	在留管理情報担当	一　前項第八号（電子申請を行った外国人に送付する就労資格証明書に係る事務に限る。）、第九号（入管法第十九条の六に規定する上陸許可の証印又は許可を受けた中長期在留者に後日交付する在留カード及び電子申請を行った中長期在留者に送付する在留カードに係る事務に限る。）、第十号（永住審査担当が分担する事務を除く。）、第十一号（入管法第十九条の十六、第十九条の十七、第十九条の十八及び第十九条の三十第二項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号（電子申請を行った外国人に送付する在留資格認定証明書に係る事務に限る。）及び第十三号（入管法第十九条の二十七第一項、第十九条の二十九第一項及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条の二十三第二項の規定に掲げる事務に限る。）に掲げる事務並びに中長期在留者に係る届出に関する同項第三十号に掲げる事務 二　前号に掲げる事務に関する前項第三十二号に掲げる事務
	在留支援担当	一　前項第十四号及び第十五号に掲げる事務

局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官七人及び首席入国警備官五人を、広島出入国在留管理局に監理官一人、首席審査官三人及び首席入国警備官一人を、福岡出入国在留管理局に首席審査官三人及び首席入国警備官一人を、その他の地方出入国在留管理局に監理官、首席審査官及び首席入国警備官それぞれ一人を置く。

（首席審査官の職務）

第七条　［同上］

2　東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局、広島出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（難民調査担当及び難民審判担当の分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（在留管理情報担当及び就労審査第三担当が分担する事務を除く。）、第十四号、第十五号及び第三十二号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	在留管理情報担当	一　前項第八号（電子申請を行った外国人に送付する就労資格証明書に係る事務に限る。）、第九号（入管法第十九条の六に規定する上陸許可の証印又は許可を受けた中長期在留者に後日交付する在留カード及び電子申請を行った中長期在留者に送付する在留カードに係る事務に限る。）、第十号（永住審査担当が分担する事務を除く。）、第十一号（入管法第十九条の十六、第十九条の十七、第十九条の十八及び第十九条の三十第二項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号（電子申請を行った外国人に送付する在留資格認定証明書に係る事務に限る。）及び第十三号（入管法第十九条の二十七第一項、第十九条の二十九第一項及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条の二十三第二項の規定に掲げる事務に限る。）に掲げる事務並びに中長期在留者に係る届出に関する同項第三十号に掲げる事務 二　前号に掲げる事務に関する前項第三十二号に掲げる事務